

令和7年度
文化活動支援助成事業 & かりゆし芸能公演事業

文化活動支援助成事業について

Q1.団体事務局に行政職員が含まれている団体や、行政の補助を受けて活動している団体は対象外となるか。

【回答】

原則、地方公共団体および地方公共団体を構成員とする実行委員会は、助成の対象外団体となります。

ただし、事業の実施において、各市町村が交付している補助金等を併用することや、市町村から後援・協賛を受けること自体は問題ありません。また、申請段階において、市町村との連携や支援を受けることが予定されているのであれば、申請書・予算書にその旨を記載いただいても問題ありません。

Q2.交付決定以前に事業がスタートしている場合、個人が決定以前に立て替えて支払った経費に対して、交付決定後に団体から個人へ立替分を清算して対象経費に計上することは可能か。

【回答】

申請事業に直接関係する経費の場合、原則として、交付決定以前に支払いが完了している場合は計上不可となります。団体から個人への立て替え清算といったかたちでも認められません。

かりゆし芸能公演事業について

Q3.文化協会が主催団体となって申請するのは可能か。その場合、どのようなかたちで公演を行うのか。

【回答】

文化協会は申請団体として認められており、過去には文化協会が主催する公演も採択されています。

文化協会が主催する公演の場合、協会に所属する研究所や芸能団体がそれぞれ一演目を披露したり、異なる研究所がコラボレーションして同じ演目を披露するケースなどが見られます。研究所や所属団体の枠を超えた交流や技術向上が図れるため、当事業の趣旨にも合致していると考えます。